

令和三年度第三回（六月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和3年度諫早市農業委員会 第3回総会議事録

1 開催日時 令和3年6月25日(金) 開会 午後2時00分～閉会 午後2時50分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (17人)

農業委員	1番 池田つや子	2番 久保 繁	3番 中尾貞治
	4番 久本純造	5番 立森和富	6番 前田貞松
	8番 松尾正晴	9番 長谷川 博	10番 山口勇満
	11番 中島康範	12番 松本秀徳	13番 陣野昭則
	14番 山口廣三	15番 澤久 進	16番 周防克己
	17番 池田武弘	18番 野副栄治	

4 欠席委員 (3人) 7番 中川一範 19番 小森俊夫 20番 山開博俊

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
第4号 農地賃借料情報の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長	宇野和利	次 長	増山義洋	主任	半田智也
事務職員	中山幸一	事務職員	山内 裕		

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和3年度 諫早市農業委員会 第3回総会」を開会いたします。

事務局 総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、17名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、7番・中川委員、19番・小森委員、20番・山開委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

議長 私に、ご一任いただければ指名したいと思います。いかがでしょうか。

議長 (「異議なし」と言う者あり)

議長 異議なしということでありますので、議事録署名人に4番・久本委員、13番・陣野委員のご両人をお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

(議案第1号) また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」について説明します。

1番、諫早地区、栄田町の農地2筆、865㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は11,048.59㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや普通トラック等の機械も所有されております。また農作業をする役員の人数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

2番、小栗地区、平山町の農地2筆、2,660㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は10,191㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されております。また、農業に30年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

3番、高来地区、高来町小船津の農地1筆、329㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は10,023.20㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。
 次に、2番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 次に、3番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 3番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。
 (議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい

たします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、真津山地区、久山町の畑4筆、計133㎡について、農家住宅の拡張及び通路用地とする追認の転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本申請ですが、昭和50年頃に既存の農業用倉庫を増築し、同時に駐車場を整備したものです。申請地ですが、現状のまま利用し、雨水排水については自然流下とし、隣接農地所有者等との協議書が添付されております。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。

2番、本野地区、上大渡野町の畑1筆、496㎡について、農業用倉庫を建築し農業用施設用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者は、大村市在住ですが、上大渡野町で農業を営んでおり、農機具や農作物の保管場所として利用するため農業用倉庫を整備する計画となっております。併せて駐車場及び農作物の乾燥場として整備し利用します。申請地の造成はなく現状のまま利用し、雨水排水については自然流下とします。また、生活雑排水については汲み取りとします。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

3番、長田地区、小豆崎町の畑1筆、176㎡について、駐車場3台分及び倉庫用地とする追認の転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本申請ですが、平成7年頃に自己及び来客用の駐車場として整備しており、同時期に倉庫も整備したのとなっております。申請地の造成はなく現状のまま利用し、雨水排水については自然流下とし、隣接農地所有者等との協議書が添付されております。また、許可なく農地を農地外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。議案第2号の説明については、以上となっております。

議長

議案第2号の説明がありましたので、1番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員

1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長

ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長

ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長

次に、2番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろ

しくお願いします。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、3番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、本明町の畑1筆、1.41㎡について、通路用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本件は、農地以外の土地を、2区画分の建売分譲住宅用地とするのにあわせて、農地となっている申請地部分を通路用地にするものです。土地利用計画については、既存のブロックにモルタルを塗り利用し、雨水排水については自然流下とします。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

2番、真津山地区、貝津町の田1筆、65㎡について、看板用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については長崎自動車道諫早ICから約300m以内にあるため、第3種農地に該当します。本件は譲受人が広告看板を設置するために転用するもので、幅約5m、高さ約1mの広告看板を設置いたします。申請地については、造成をせず現状のまま利用し、雨水については自然流下とし、隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。

3番、真津山地区、久山町の畑2筆、計329㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定永久で、親族間による貸借となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、土地を現状のまま利用し、周辺部は既存の擁壁を利用することにより土砂流出等の被害がないようにします。建物は軽

量鉄骨造2階建ての住宅を建築し、雨水については道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

4番、長田地区、小豆崎町の畑1筆、231㎡について、駐車場用地6台分とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。譲受人は老人介護デイサービスを運営している法人です。本件については、農地以外の土地に新たな老人介護デイサービス施設を整備することにあわせて、申請地部分を送迎用及び来客者用の駐車場6台分とするものです。申請地ですが、砂利敷を行う程度で現状のまま利用し、雨水については水路へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

5番、長田地区、小豆崎町の畑1筆、244㎡について、駐車場用地4台分とする転用申請です。契約内容は賃貸借権設定永久、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。譲受人は農地所有適格法人として、農畜産物の生産・販売等を行っており、申請地は事業用トラックの駐車場4台分として整備するものです。申請地ですが、若干の整地を行う程度で現状のまま利用し、雨水については自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。本件に係る追加の資金はなく、その旨を記載した申立書の提出がなされております。

6番、多良見地区、多良見町化屋の畑1筆、205㎡に、併用地として雑種地485㎡をあわせた合計690㎡について、貸資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。譲受人ですが、長崎市で土木建築業を営んでおり、県央・県南地区においても工事を施工しております。本申請については、長崎市外の工事に対応するため、譲受人本人が整備し自身が役員を務める会社に貸し出すものとなっております。申請地は現況が2段となっておりますが、盛土を最高1.7m、切土を最高3.8m施し、申請地内の中央付近に幅4mのスロープを設け利用します。また、北側の境界部分にコンクリートブロックによる土留め工事を施すことにより土砂流出がないようにします。雨水については自然流下とし、隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。

7番、多良見地区、多良見町木床の畑1筆、1,487㎡について、採石場を拡張する転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。譲受人は採石業を営む法人です。申請地については、切土を最高40mほど施す形で利用し、法面を45度以下とし、法面保護及び土留め工事を施すことにより土砂流出がないようにします。雨水排水については既存の貯水池へ、隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。また、令和3年5月25日付けで採石法による認可がなされております。先日の地区別協議会において、「土地の形状からして貯水池まで自然

に水は流れるのか、また、貯水池の容量は大丈夫なのか」との意見がありましたので確認したところ、これから土地を削っていくことにより水の流れを確保することでした。また、貯水池の容量については、既存のものを拡張することにより対応することでした。なお、これらについては採石法の県の認可において、根拠となる数値等の確認がなされております。

8番、飯盛地区、飯盛町後田の田1筆、1,083㎡について、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。譲受人は市内で土木建設業を営む法人で、本件は資材置場が不足していることから転用するものです。申請地の造成はなく、現状のまま利用し、雨水排水については自然流下とします。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。

9番、飯盛地区、飯盛町後田の畑1筆、14㎡について、住宅用地とする追認の転用申請です。契約内容は贈与、区域区分はその他の区域、農振白地で、農地の立地基準については第2種農地に該当します。本申請ですが、平成22年頃に隣接する宅地に住宅を建築しようとしたところ、形状が不整形であったことから、譲渡人の方から「申請地を贈与するから、きちんとした形にして、使い勝手をよくしたらどうか」との申し出がありました。その後、仮登記をして住宅を建築しましたが、手続きを行っておらず、今回、農地転用申請を行うこととなりました。土地については現状のまま利用し、雨水排水については自然流下とします。隣接する農地はありません。許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。

10番、小長井地区、小長井町打越の田及び畑の2筆、計1,608㎡について、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準についてはJR長里駅から300m以内にある農地であるため第3種農地に該当しております。譲受人は市内で土木建設業を営む法人で、本件は資材置場が不足していることから転用申請を行うものです。申請地の造成はなく、現状のまま利用し、雨水排水については自然流下とします。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。議案第3号については、以上となっております。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番と3番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 4番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次の5番は、4番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、4番委員の退席を求めます。

議 長 (4番委員退席)

議 長 それでは、5番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。

4番委員の入場を求めます。

議 長 (4番委員・入場→着席)

議 長 次に、6番と7番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、排水についての意見がありました。その対応については先程事務局から説明があったとおりです。土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 6番と7番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、6番と7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、6番と7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、8番と9番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 8番と9番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、8番と9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、8番と9番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、10番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 10番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、10番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題(議案第4号)

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説

明いたします

1番から3番は借受人が同一の案件です。

1番、小野地区、宗方町の農地1筆、853㎡、

2番、小野地区、小野島町、川内町の農地2筆、2,001㎡、

3番、小野地区、小野島町、川内町の農地2筆、4,144㎡、

計5筆、6,998㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は水稲、麦の生産を主体に経営されています。

4番、小野地区、小野島町の農地1筆、2,037㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、麦、玉ねぎ、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

5番と6番は借受人が同一の案件です。

5番、小野地区、赤崎町の農地5筆、8,422㎡、

6番、小野地区、赤崎町の農地2筆、2,261㎡、計7筆、10,683㎡を農業経営規模拡大を行うため、5番を賃貸借6年で、6番を賃貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、麦の生産を主体に経営されています。

7番、小野地区、小野島町の農地10筆、16,995.16㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、麦、アスパラガスの生産を主体に経営されています。

8番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、59,350㎡を連作障害対策のため、賃貸借1年9か月で借り入れる新規の申出です。申出人は飼料作物、水稲の生産を主体に経営されています。

9番、中央干拓地区、中央干拓の農地4筆、118,655㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借1年9か月で借り入れる新規の申出です。申出人は玉ねぎ、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

10番、有喜地区、早見町の農地2筆、1,179㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、馬鈴薯、人参、生姜の生産を主体に経営されています。

11番、有喜地区、早見町の農地1筆、467㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

12番から14番は借受人が同一の案件です。

12番、多良見地区、多良見町舟津、多良見町佐瀬の農地32筆25,146㎡、

13番、多良見地区、多良見町舟津、多良見町佐瀬の農地8筆、3,678㎡、

14番、多良見地区、多良見町舟津の農地2筆、2,810㎡、

計42筆、31,634㎡を法人として就農するため、使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。

15番、飯盛地区、飯盛町上原の農地4筆、6,710㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

16番、小野地区、小野島町の農地1筆、1,950㎡を、耕作に便利のため、購入する申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

17番、高来地区、高来町黒崎の農地1筆、1,973㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、イチゴ、水稻の生産を主体に経営されています。

以上、1番から17番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありました。1番から17番について、何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から17番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から17番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第4,5号) 続きまして、関連がありますので、議案第4号の18番から36番、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号の18番、本野地区、湯野尾町の農地8筆、5,290㎡を、議案第5号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、パパイヤ、ツルムラサキ、レモングラス、パクチーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の19番、小野地区、小野町の農地1筆、3,615㎡を、議案第5号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、アスパラガスの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の20番、小野地区、小野町、小野島町の農地3筆、6,424㎡、議案第4号の21番、小野地区、小野島町の農地1筆、2,971㎡、

議案第4号の22番、小野地区、小野島町の農地1筆、1,865㎡、計5筆、11,260㎡を、議案第5号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、アスパラガス、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

同じく議案第4号の22番、小野地区、赤崎町の農地3筆、3,374㎡を、議案第5号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の23番、小野地区、赤崎町の農地12筆、22, 283㎡、
議案第4号の24番、小野地区、赤崎町の農地7筆、13, 596㎡、
議案第4号の25番、小野地区、赤崎町の農地3筆、2, 570㎡、計22筆、
38, 449㎡を、議案第5号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の26番、高来地区、高来町里、高来町黒崎の農地3筆、3, 693㎡を、議案第5号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の27番、高来地区、高来町溝口、高来町泉の農地4筆9, 309㎡、
議案第4号の28番、高来地区、高来町泉の農地2筆4, 152㎡、
計6筆、13, 461㎡を、議案第5号の7番に、使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の29番、高来地区、高来町泉の農地3筆、4, 331㎡、
議案第4号の30番、高来地区、高来町泉の農地1筆、529㎡、
議案第4号の31番、高来地区、高来町泉の農地2筆、1, 519㎡、
議案第4号の32番、高来地区、高来町泉の農地1筆、2, 083㎡、
議案第4号の33番、高来地区、高来町泉の農地1筆、1, 001㎡、
議案第4号の34番、高来地区、高来町泉の農地1筆、967㎡、
計9筆、10, 430㎡を、議案第5号の8番に、使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミカンの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の35番、高来地区、高来町峰、高来町平田の農地4筆7, 877㎡、
議案第4号の36番、高来地区、高来町平田の農地1筆3, 195㎡、
計5筆、11, 072㎡を、議案第5号の9番に、使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、キャベツ、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、議案第5号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小野地区、赤崎町の農地1筆3, 245㎡について、議案第5号の10番のとおりに、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前の貸

借期間の残存期間である9年6か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小野地区、小野島町、川内町の農地6筆8, 002㎡について、議案第5号の11番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、ミニトマトの生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年4か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている長田地区、白原町の農地4筆1, 734㎡について、議案第5号の12-1番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ブロッコリー、馬鈴薯、水稲の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年10か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている長田地区、白原町の農地7筆3, 948㎡について、議案第5号の12-2番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ブロッコリー、馬鈴薯、水稲の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年5か月となっています。

以上、第4号議案の18番から36番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第5号議案の1番から12番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第4号の18番から36番、また、議案第5号の1番から12番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第4号の18番から36番を許可し、議案第5号の1番から12番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号の18番から36番を許可し、議案第5号の1番から12番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早・小野地区から1件、諫早地区から1件、小栗地区から2件、小栗・飯盛地区から1件、小野・森山地区から1件、小野地区から1件、有喜地区から1件、本野地区から1件、森山地区から3件、高来地区から1件、合計13件の届出が出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から8件、中央干拓地区から1件、合計9件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区の8件のうち5件が農地中間管理機構に貸し付けるため、残り3件が耕作者を変更するため、中央干拓地区の1件が都合により営農できなくなったためとなっております。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、栄田町の田3筆、計827㎡を駐車場用地にする売買の届出です。

2番、諫早地区、日の出町の畑1筆、109㎡を資材置場用地にする売買の届出です。

3番、諫早地区、日の出町の畑1筆、287㎡を住宅用地にする贈与の届出です。

4番、小栗地区、鷺崎町の畑2筆、計396㎡を住宅用地にする売買の届出です。

5番、小栗地区、平山町の畑1筆、101㎡を住宅用地にする売買の届出です。

6番、真津山地区、真崎町の畑1筆、206㎡を住宅用地にする使用貸借の届出です。

7番、真津山地区、久山町の田1筆、1,494㎡を住宅用地にする売買の届出です。

8番、真津山地区、小船越町の畑1筆、17㎡を看板用地にする売買の届出です。

9番、真津山地区、若葉町の田7筆、計1,658㎡を運動場及び駐車場用地にする売買の届出です。

報告第4号「農地賃借料情報の件」について報告します。

令和2年度に農地法第3条、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理機構を通して締結された農地の賃借料情報について、取り纏めましたので報告いたします。表の1番が田、表の2番が畑の賃借です。地域ごとに締結件数と10a当たりの賃借料の平均額・最高額・最低額を記載しております。米による物納については、60キロを12,000円として換算しています。中央干拓・小江干拓は公有地であるため調査対象外としております。この内容については、市農業委員会ホームページの更新と農業委員会だより8月号への掲載を予定しています。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任

することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 農地法第3条許可 3件。

議案第2号 農地法第4条許可 3件。

議案第3号 農地法第5条許可 10件。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 36件。

議案第5号 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画 12件。

以上、審議件数は、全部で64件ございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議事局長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

(事務連絡)

議長 それでは、これをもちまして、令和3年度諫早市農業委員会第3回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)